北関東防衛局長 松田 尚久 様

千葉県総合企画部長 石川 徹

陸上自衛隊オスプレイの暫定配備要請に関する説明内容等について(照会)

このことについて、本年5月24日に木更津駐屯地へ陸上自衛隊オスプレイの暫定配備を行いたいとの考えが示され、6月6日には、県として、木更津市と協議し、オスプレイの訓練内容や地域環境への影響などについて、しっかりと確認させていただきたいとお伝えしたところです。

ついては、暫定配備要請に関する説明内容について、別添のとおり、現時点で確認を行いたい事項を整理しましたので、10月31日(木)までに御回答くださいますようよろしくお願いいたします。

あわせて、本日付で木更津市長から提出のあった「陸上自衛隊オスプレイの暫定 配備要請に関する説明内容等についての質問について(照会)」に対し、真摯に対応 してくださるようよろしくお願いいたします。

連絡先

千葉県 総合企画部

政策企画課 政策室

mail: seisui02@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL 043-223-2205

FAX 043-225-4467

陸上自衛隊オスプレイの暫定配備要請に関する説明内容に対する確認事項

防衛省より示された資料「陸上自衛隊 V - 2 2 オスプレイの暫定配備に係る考え方について」の説明内容について、木更津市長から提出された照会内容に加えて、以下の事項について回答をお願いいたします。

資料7頁「木更津駐屯地への暫定配備の必要性」について

- 問 1 「陸自オスプレイの恒久配備先は佐賀空港であるとの考え方は変更ありません」 との記述がありますが、この「考え方」は何を根拠としているのでしょうか。
- 問2 上記「考え方」について、何ら決定されたものではない場合、「考え方は変更ありません」は何を根拠としているのでしょうか。有明海漁協の理解を得ることが困難である場合、「考え方」が「変更」され、木更津駐屯地が恒久配備先になることはありませんか。
- 問3 「木更津駐屯地を暫定配備先として考える理由」については、木更津市議会基地政策特別委員会において、防衛省から、陸海空自の基地46箇所を検討し、1,500メートルの滑走路を持たない13箇所を除外したとの説明がありましたが、比較検討の具体的な内容は明らかにされていないため、木更津駐屯地が暫定配備先と考えるに至った経緯が判別できません。

公表されている情報から、参考までに、1,500 メートル以上の滑走路長と 木更津駐屯地以上の地積を有し、かつ、長崎県相浦駐屯地までの距離が木更津 駐屯地より近い自衛隊基地を示すと、14箇所存在すると思われます(自衛隊が 共用する民間空港を含む)。それらの基地と木更津駐屯地を、「木更津駐屯地を暫定 配備先として考える理由」に掲げる条件に照らして、どのように比較検討されたの か明示してください。

(14箇所の自衛隊基地)

海上自衛隊

厚木航空基地(神奈川県)、岩国航空基地(山口県)、鹿屋航空基地(鹿児島県) 航空自衛隊

入間基地(埼玉県)、浜松基地(静岡県)、小松基地(石川県)、岐阜基地(岐阜県)、 美保基地(鳥取県)、防府北基地(山口県)、芦屋基地(福岡県)、築城基地(福岡県)、 新田原基地(宮崎県)、福岡空港(福岡県)、那覇空港(沖縄県)

資料8頁「暫定配備の開始時期・施設整備」について

問4 木更津駐屯地では、CH-47の運用スペース確保のため駐機場の増設工事について日米合同委員会合意がなされましたが、既存の配備機ですら運用スペースが足りないにも関わらず、オスプレイ17機分の運用スペースを確保できるのでしょうか。暫定配備に伴う施設整備の全容について示してください。

資料12頁「オスプレイの訓練内容」について

- 問5 「オスプレイの訓練内容・訓練場への飛行ルートは、CH-47などの木更津 駐屯地に現在配備している航空機と同様になる」と記載されていますが、CH-4 7等の航空機の訓練場所、訓練頻度の状況の詳細について示してください。
- 問6 オスプレイは島嶼防衛に用いることを目的とするのであれば、房総半島の陸上 で訓練する必要は無く、海上で訓練を行うべきではないでしょうか。
- 問7 「オスプレイは、『飛行場内で行うホバリング訓練』『飛行場及び周辺の空域で行う基本操縦訓練』『演習場等で行う部隊訓練』等を行うことを考えています」と記載されていますが、「ホバリング訓練」「基本操縦訓練」「部隊訓練」等の詳細はどのようなものですか。
- 問8 周辺空域で基本操縦訓練を行うとしていますが、当該空域は木更津市域又はその他の千葉県内に所在しますか。この訓練の頻度や飛行経路について示してください。
- 問9 木更津駐屯地から各演習場、離着陸訓練場、飛行訓練場への飛行ルートについて示してください。
- 問10 市街地上空において「ホバリング訓練」「基本操縦訓練」「部隊訓練」等は 行われますか。
- 問11 市街地上空において夜間飛行や低空飛行は行われますか。
- 問12 市街地上空において固定翼モード以外の回転翼モード、転換モードにより 飛行することはありますか。

- 問13 市街地など人家のある地域を飛行する際、住民生活に影響無いようにどのような対策を講じることとしていますか。
- 問14 石油化学コンビナート等の工場の上空を飛行することはありますか。その際、 工場へ影響を及ぼさないよう、どのような対策を講じることとしていますか。